

45. 25

確認判決書を添付した出願人名義変更届
の取扱い

出願人名義変更届に確認判決書（正本）及びその判決が確定していることを証明する書面（確定証明書）が添付されている場合は、これを権利の承継を証明する書面として容認し、この届出を受理する。

（説明）

確認判決とは、確認訴訟（一定の権利又は法律関係が存在するかどうかの主張について判決を求める訴え）における判決をいい、その確定による既判力によって、現在の権利関係が確定される。

特許出願に係る「特許を受ける権利」についても、その権利関係は確認判決によって確定されるところ、特許を受ける権利の承継の届出である出願人名義変更届の際に必要とされる「権利の承継を証明する書面」について特許法等施行規則は判決書を例示していない。

しかし、「権利の承継を証明する書面」とは、承継の事実が明確かつ客観的に判断できれば足りるものであるから、前述の確認判決の効力に鑑みれば、出願人名義変更届に確認判決書（正本）及び確定証明書が添付されている場合はこれを受理して差し支えない。また、裁判において成立した和解及び調停等の調書についても同様の取扱いとするが、調書はその作成と同時に確定するものであることから、確定していることを証明する書面（確定証明書）の提出の必要はない。

（改訂平成23・11）